福県医発第2220号（総）
平成18年3月17日

第1633号 受付 18.3.20 小郡三井医師会

各医師会長　殿

福岡県医師会
会長　竹　嶋　康　弘

平成18年度薬価改定に伴う医療用医薬品の流通について

福岡県保健福祉部薬務課より別紙のとおり通知がまいりましたのでお知らせいたします。

本件は、平成16年12月に「医療用医薬品の流通改善について（中間とりまとめ）」、平成18年度改定に向けた中央社会保険医療協議会における審議及び平成18年度薬価基準改定を受けて、公的保険制度の下での不適切な取引慣行を是正するよう厚生労働省医政局経済課長より通知が発出されました。

つきましては、貴会会員にご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より　　担当理事　友清　明

会長 2006.03.20 16:41:44 +09'00'

１７薬第４４２２号
１７医第３５９１号
平成１８年3月１３日

社団法人　福岡県医師会会長　殿

福岡県保健福祉部薬務課長

福岡県保健福祉部医療指導課長

平成１８年度薬価改定に伴う医療用医薬品の流通について

標記については、平成１６年１２月の「医療用医薬品の流通改善について（中間とりまとめ)」、平成１８年度改定に向けた中央社会保険医療協議会における審議及び平成１８年度薬価改定を受けて、公的保険制度の下での不適切な取引慣行を是正するよう、別添写しのとおり、平成１８年３月６日付医政経発第 0306004 号厚生労働省医政局経済課長通知が発出されました。

貴職におかれましては、品目ごとの価格を明示しない総価取引、長期にわたる取引価格の未妥結及び仮納入の改善並びに文書による契約締結の推進等、不適切な取引慣行の改善について、貴会会員へのご周知及びご指導をいただきますようお願いいたします。

18.3.14
4501

写

医政経発第0306004号
平成１８年３月６日

都道府県衛生主管部（局）長　　殿

厚生労働省医政局経済課長

平成１８年度薬価改定に伴う医療用医薬品の流通について（依頼）

平成１８年度においては、市場実勢価による改定、先発品の改定などを内容とした薬価ベース△６．７％の薬価改定が行われることになりましたが、本日、その告示がなされ、４月１日から施行されます。

医療用医薬品の取引については、流通当事者間における自由かつ公正な競争の確保等の観点から、平成１６年１２月に「医療用医薬品の流通改善について「中間とりまとめ」」において、（１）アローアンスの支払基準の明確化、（２）品目ごとの価格を明示しない総価取引、長期にわたる未妥結・仮納入の継続等不適切な取引慣行の是正、（３）文書による契約の締結の推進など、公的保険制度の下での不適切な取引慣行の是正等を提言したところです。

一方、既収載医薬品の薬価改定の方式については、平成１８年度改定に向けた中央社会保険医療協議会における審議において、「市場実勢価格加重平均値調整幅方式」を既収載医薬品の原則的な薬価改定方式として維持することとされ、調整幅についても「薬剤流通の安定のための調整幅とし、改定前薬価の２／１００に相当する額」を維持することとされました。また、医薬品の未妥結及び仮納入については、「長期にわたる取引価格の未妥結及び仮納入は、薬価調査の信頼性を確保する観点からも、不適切な取引であることから、その是正を図ることとする。」とされております。

貴職におかれましては、一部に不適切な取引慣行がみられる現状を踏まえ、公的保険制度下における医療用医薬品の安定供給及び流通改善の一層の取組について、ご理解のうえ、貴管下の流通当事者への周知徹底及びご指導をいただきますようお願いいたします。

なお、貴都道府県が設置する医療機関に対する指導については、当該医療機関の所管部局とも十分連携のうえ、上記趣旨を踏まえた対応をしていただくようお願いいたします。

福岡県

〔参考資料１〕

平成１８年度薬価基準改定の概要

１．薬価基準収載品目数

	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	７，２９９	３，５０９	２，４６７	３６	１３，３１１

２．薬価改定方式

平成１８年２月１５日の中医協において了解された「薬価算定の基準」に基づき、改定を行った。

（内訳）

ア　市場実勢価格加重平均値調整幅方式による改定

イ　後発品のある先発品の薬価改定

ウ　再算定による改定

エ　低薬価品に係る改定

３．改定品目数

	引下げ	引上げ	据置き	計
品目数	１０，１１３	７５	３，１２３	１３，３１１

４．実施時期

官報告示：平成１８年３月６日（月）

実　　施：平成１８年４月１日（土）

（参考）

主な薬効群の改定率

			改定率(%)
（内用薬）	１１４	解熱鎮痛消炎剤	－７．０
	１２４	鎮けい剤	－６．２
	２１２	不整脈用剤	－６．８
	２１４	血圧降下剤	－７．９
	２１７	血管拡張剤	－７．５
	２１８	高脂血症用剤	－９．１
	２１９	その他の循環器官用薬	－６．３
	２３２	消化性潰瘍用剤	－１０．５
	３１１	ビタミンＡ及びＤ剤	－８．０
	３１３	ビタミンＢ剤(ビタミンＢ１剤を除く)	－５．０
	４２２	代謝拮抗剤	－５．４
	４４９	その他のアレルギー用薬	－８．０
	５２０	漢方製剤	－４．７
	６１３	主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの	－８．９
	６２４	合成抗菌剤	－８．２
（注射薬）	３９９	他に分類されない代謝性医薬品	－８．０
	６１３	主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの	－８．２
	７２１	Ｘ線造影剤	－９．０
（外用薬）	１３１	眼科用剤	－５．５
	２６４	鎮痛、鎮痒、収れん、消炎剤	－６．８

〔参考資料２〕

「平成１８年度薬価制度改革の骨子」～抜粋～

（平成１７年１２月１６日中央社会保険医療協議会了解）

Ⅱ　具体的内容

既収載医薬品の薬価改定

1　薬価改定における調整幅方式

○　調整幅方式については、既収載医薬品の原則的な薬価改定方式として、これを維持するものとする。【平成１８年度実施】

4　薬価改定及び薬価調査

○　現在２年に１回行っている薬価改定については、頻度を含めたその在り方について、引き続き検討を行うこととする。

○　季節等により使用量が大きく変動する既収載医薬品についても、その価格及び数量を適確に把握できるよう、薬価調査を充実することとする。【次々回以降の薬価改定時に実施】

○　長期にわたる取引価格の未妥結及び仮納入は、薬価調査の信頼性を確保する観点からも、不適切な取引であることから、その是正を図ることとする。【平成１８年度実施】

「薬価算定の基準について」～抜粋～

（平成１８年　２　月１５日中央社会保険医療協議会了解）

第１章　定義

32　市場実勢価格加重平均値調整幅方式

市場実勢価格加重平均値調整幅方式とは、薬剤の市場実勢価格、消費税率及び薬剤流通の安定性を考慮した別表５に定める算式により行う原則的な薬価の改定方式をいう。

第３章　既収載品の薬価の改定

第１節　既収載品の薬価の改定の原則

薬価改定においては、当該既収載品の薬価を市場実勢価格加重平均値調整幅方式により算定される額（販売量が少ないことその他の理由により、薬価調査により市場実勢価格が把握できない既収載品については、当該機収載品の最類似薬の薬価改定前後の薬価の比率の指数その他の方法により算定される額）に改定する。ただし、当該既収載品の薬価改定前の薬価を超えることはできない。

別表５

市場実勢価格加重平均値調整幅方式の計算方法

$$\left(\begin{array}{l}\text{当該既収載品の保険医療}\\ \text{機関等における薬価算定}\\ \text{単位あたりの平均的購入}\\ \text{価格（税抜市場実勢価格}\\ \text{の加重平均値）}\end{array}\right) \times \left(１＋(１＋\text{地方消費税率})\times\text{消費税率}\right) ＋ \text{調整幅}$$

消　費　税　率　：消費税法(昭和６３年法律第１０８号)第２９条に定める率
地方消費税率：地方税法(昭和２５年法律第２２６号)第７２条の８３に定める率
調　整　幅　：薬剤流通の安定のための調整幅とし、改定前薬価の２／１００に相当する額